

# 平成28年度倉敷市介護保険適正運営協議会資料

平成28年8月18日

倉敷市介護保険課

# 1 介護保険事業の状況について

表1 全人口・高齢者人口

(単位:人)

| 年度             | 全人口       | 40～64歳人口  | 人口比    | 65歳以上人口   | 人口比    |
|----------------|-----------|-----------|--------|-----------|--------|
| 平成25年度末        | 483,134 人 | 152,938 人 | 31.7 % | 119,071 人 | 24.6 % |
| 平成26年度末        | 483,537 人 | 152,751 人 | 31.6 % | 122,758 人 | 25.4 % |
| 平成27年度末        | 483,547 人 | 152,677 人 | 31.6 % | 125,777 人 | 26.0 % |
| 対前年度比(H26→H27) | 100.0%    | 100.0%    | —      | 102.5%    | —      |

表2 要介護認定状況

(単位:人)

| 年度             | 要支援1  | 要支援2   | 要介護1   | 要介護2   | 要介護3   | 要介護4   | 要介護5  | 合 計    |
|----------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 平成25年度末        | 3,448 | 4,510  | 4,331  | 4,324  | 2,838  | 2,623  | 2,195 | 24,269 |
| 平成26年度末        | 3,356 | 4,748  | 4,384  | 4,707  | 3,053  | 2,767  | 2,226 | 25,241 |
| 平成27年度末        | 3,288 | 4,903  | 4,585  | 4,861  | 3,334  | 2,797  | 2,177 | 25,945 |
| 対前年度比(H26→H27) | 98.0% | 103.3% | 104.6% | 103.3% | 109.2% | 101.1% | 97.8% | 102.8% |

(単位:人)

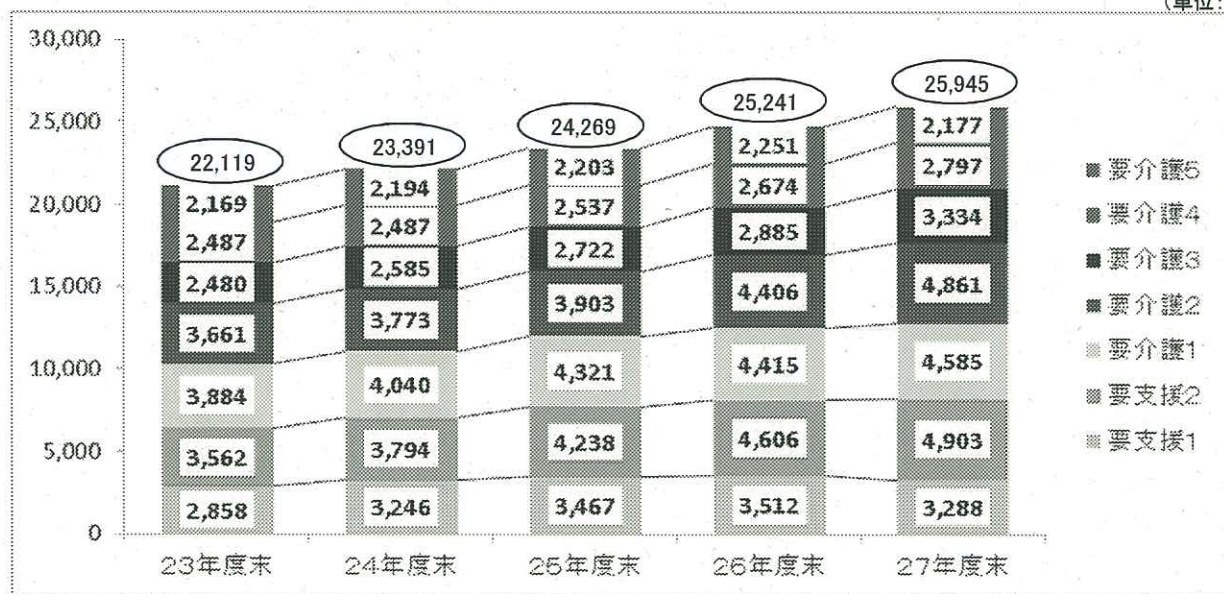


表3 サービス受給者実績

(単位:人)

| 年度             | 対象者   | 要支援1  | 要支援2   | 要介護1   | 要介護2   | 要介護3   | 要介護4   | 要介護5   | 合 計    |
|----------------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平成25年度         | 居 宅   | 2,002 | 3,094  | 3,265  | 3,377  | 1,838  | 1,174  | 805    | 15,555 |
|                | 地域密着型 | 29    | 36     | 325    | 472    | 470    | 313    | 217    | 1,862  |
|                | 施 設   | —     | —      | 172    | 355    | 592    | 993    | 960    | 3,072  |
|                | 計     | 2,031 | 3,130  | 3,762  | 4,204  | 2,900  | 2,480  | 1,982  | 20,489 |
| 平成26年度         | 居 宅   | 1,872 | 3,227  | 3,267  | 3,545  | 1,943  | 1,293  | 809    | 15,956 |
|                | 地域密着型 | 29    | 46     | 355    | 510    | 520    | 367    | 261    | 2,088  |
|                | 施 設   | —     | 0      | 134    | 366    | 576    | 992    | 966    | 3,034  |
|                | 計     | 1,901 | 3,273  | 3,756  | 4,421  | 3,039  | 2,652  | 2,036  | 21,078 |
| 平成27年度         | 居 宅   | 1,773 | 3,291  | 3,462  | 3,791  | 2,133  | 1,300  | 771    | 16,521 |
|                | 地域密着型 | 27    | 46     | 379    | 556    | 578    | 398    | 310    | 2,294  |
|                | 施 設   | —     | 0      | 133    | 327    | 658    | 995    | 973    | 3,086  |
|                | 計     | 1,800 | 3,337  | 3,974  | 4,674  | 3,369  | 2,693  | 2,054  | 21,901 |
| 対前年度比(H26→H27) |       | 94.7% | 102.0% | 105.8% | 105.7% | 110.9% | 101.5% | 100.9% | 103.9% |



表4 保険給付費実績

(単位:百万円)

| 年度                 | 居宅サービス費 | 地域密着型サービス費 | 施設サービス費 | 高額介護サービス費 | 特定入所者介護サービス費 | 審査支払手数料 | 合計     |
|--------------------|---------|------------|---------|-----------|--------------|---------|--------|
| 平成25年度             | 16,638  | 4,784      | 9,501   | 629       | 1,091        | 43      | 32,686 |
| 平成26年度             | 17,765  | 5,204      | 9,586   | 665       | 1,134        | 42      | 34,396 |
| 平成27年度             | 18,235  | 5,765      | 9,515   | 724       | 1,174        | 46      | 35,459 |
| 対前年度比<br>(H26→H27) | 102.6%  | 110.8%     | 99.3%   | 108.8%    | 103.5%       | 108.8%  | 103.1% |

(単位:百万円)

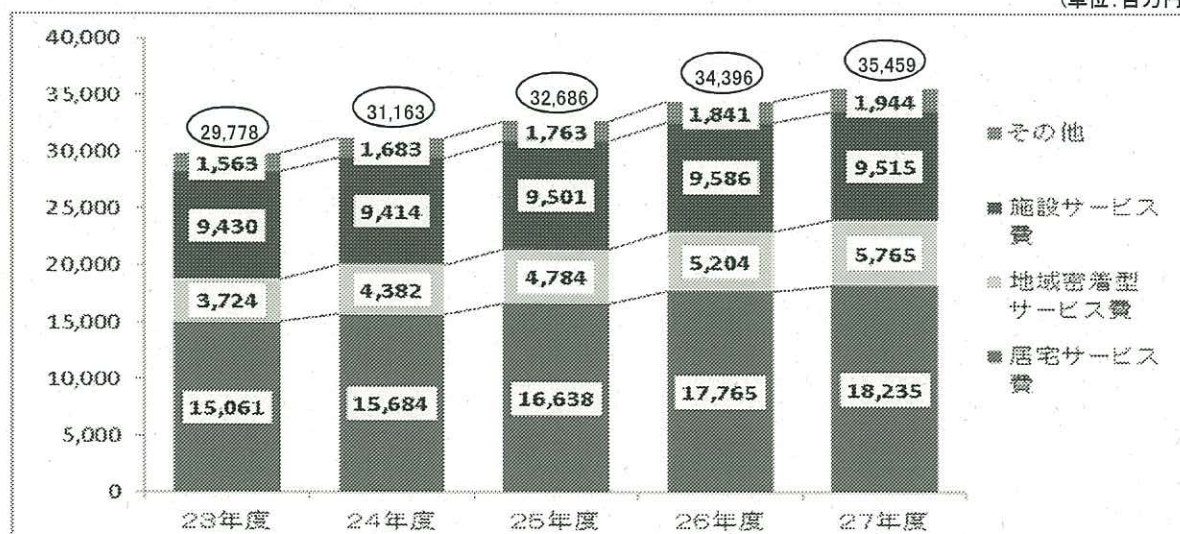


表5 地域支援事業費実績

(単位:千円)

| 年度                 | 介護予防事業費 | 包括的支援事業・任意事業費 | 合計      |
|--------------------|---------|---------------|---------|
| 平成25年度             | 213,646 | 547,644       | 761,290 |
| 平成26年度             | 225,138 | 538,217       | 763,355 |
| 平成27年度             | 195,830 | 548,545       | 744,375 |
| 対前年度比<br>(H26→H27) | 87.0%   | 101.9%        | 97.5%   |

※介護予防事業費には平成28年3月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業費分を含む

※包括的支援事業、任意事業費には社会保障充実分として実施した認知症総合事業1,758千円を含む

表6 保険料収納状況

(単位:千円)

| 年度     | 保険料   | 調定額       | 収納額       | 収納率    |
|--------|-------|-----------|-----------|--------|
| 平成26年度 | 特別徴収  | 6,923,366 | 6,923,366 | 100.0% |
|        | 普通徴収  | 802,174   | 705,484   | 87.9%  |
|        | 計     | 7,725,540 | 7,628,850 | 98.7%  |
|        | 滞納繰越分 | 175,981   | 29,710    | 16.9%  |
| 平成27年度 | 特別徴収  | 7,748,530 | 7,748,530 | 100.0% |
|        | 普通徴収  | 825,060   | 727,007   | 88.1%  |
|        | 計     | 8,573,590 | 8,475,537 | 98.9%  |
|        | 滞納繰越分 | 183,537   | 35,565    | 19.4%  |

## 2 介護保険料について

| 第6期 (H27～29年度) |                                 |                                                      |                   |                   |                             |              |
|----------------|---------------------------------|------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|-----------------------------|--------------|
| 段階             | 対 象 者                           |                                                      | 国の標準              | 乗率                | 年額(円)                       | 人数(人) 構成比(%) |
| 1              | 生活保護の受給者等                       |                                                      | 0.50              | 0.50              | 35,100                      | 20,690 16.4% |
|                | 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下 |                                                      | 軽減強化<br>↓<br>0.45 | 軽減強化<br>↓<br>0.45 | 軽減強化<br>↓<br>31,590         |              |
| 2              | 本人及び世帯全員が市町村民税非課税               | 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超え120万円以下               | 0.75              | 0.65              | 45,630                      | 11,264 8.9%  |
| 3              |                                 | 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超え                     | 0.75              | 0.70              | 49,140                      | 11,424 9.1%  |
| 4              |                                 | 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下                      | 0.90              | 0.85              | 59,670                      | 14,919 11.8% |
| 5              | 本人が市町村民税非課税で世帯の誰かが課税            | 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超え                      | 1.00              | 1.00              | 基準額<br>70,200<br>(月額5,850円) | 19,301 15.3% |
| 6              | 本人が市町村民税課税                      | 本人の前年の合計所得金額が120万円未満<br>(第5期では125万円未満)               | 1.20              | 1.20              | 84,240                      | 17,069 13.5% |
| 7              |                                 | 本人の前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満<br>(第5期では125万円以上190万円未満) | 1.30              | 1.30              | 91,260                      | 15,796 12.5% |
| 8              |                                 | 本人の前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満                          | 1.50              | 1.50              | 105,300                     | 8,186 6.5%   |
| 9              |                                 | 本人の前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満                          | 1.70              | 1.70              | 119,340                     | 3,110 2.5%   |
| 10             |                                 | 本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満                          |                   | 1.85              | 129,870                     | 2,125 1.7%   |
| 11             |                                 | 本人の前年の合計所得金額が600万円以上                                 |                   | 2.00              | 140,400                     | 2,263 1.8%   |

人数は平成28年度当初納入通知書送付時のもの



### 3 介護給付適正化について

#### (1) 要介護認定の適正化

##### ① 認定調査状況チェック (介護保険課認定審査係)

市で雇用の調査員(非常勤嘱託員)により認定調査を実施している。(遠隔地を除く)

【実績】平成27年度 チェック件数 24,000件

##### ② 認定審査会 (介護保険課認定審査係)

国が作成した介護認定審査会平準化マニュアルの活用等を行っている。

【実績】平成27年度 審査件数 23,755件

#### (2) ケアマネジメント等の適正化

##### ① ケアプランチェック (指導監査課)

- ・要介護認定の更新申請時にケアプラン(居宅サービス計画)の提出を求め、職員(介護支援専門員)による内容確認及び照会・確認結果等に基づく助言指導により、適切なプランへの位置付け・適正なサービス利用の確保を図る。

【実績】平成27年度 ケアプラン確認件数 4,141件

##### ② 住宅改修・福祉用具に関する調査・点検 (介護保険課給付係)

###### 1) 住宅改修

事前申請時又は住宅改修完成時において、保険給付として適正な改修か、事前申請どおりの改修か、などの点について疑義がある場合に、現地確認を行う。

【実績】平成27年度 確認件数 2,417件(うち着工前訪問 143件)

###### 2) 福祉用具

使用が想定される状態像であるか、保険給付として適正な貸与・販売であるか、などの点について疑義がある場合、利用者や事業者等に確認を行う。また、軽度者に対する対象外種目の貸与についても、必要な理由を書面やヒアリングにより確認する。

【実績】平成27年度 販売 2,174件 軽度者貸与確認 1,004件

#### (3) サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

##### ① 医療情報との突合・縦覧点検 (国保連合会へ業務委託)

- ・介護給付適正化システムを活用し、介護給付情報と医療情報の算定整合性の点検により、事業所に対して疑義確認を行い、算定誤りに関しては過誤調整を指導する。
- ・介護給付適正化システムを活用し、複数月の介護報酬請求明細書における算定回数の限度確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を点検し、事業所に対して疑義確認を行い、算定誤りについては過誤調整を指導する。

【実績】平成27年度 過誤件数 875件 (効果額 3,925,589円)

##### ② 介護給付費通知 (介護保険課給付係)

受給者ごとにサービス利用実績を定期的にお知らせし、サービス提供の有無、費用額、利用者負担額に間違いはないか等の確認を促し、疑義があるサービス実績等を保険者に申し出てもらうことにより、架空・過剰請求などの不正・不適正事例の発見の契機とする。

###### ○通知件数実績

|      | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 件数   | 72,776 | 76,278 | 79,553 | 83,108 |
| 対前年比 | -      | 104.8% | 104.3% | 104.5% |

※平成14年度 から開始

## 4 実地指導の状況等について

平成27年度実地指導件数・指摘件数

(単位:件)

| 区 分                 |                 |                  | 実地指導件数 |        | 指摘件数   |        |
|---------------------|-----------------|------------------|--------|--------|--------|--------|
| (H28. 3. 31現在の事業所数) |                 |                  | 平成27年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成26年度 |
| 介護保険サービス事業所         | 居宅サービス事業所       | 訪問介護             | 30     | 27     | 48     | 59     |
|                     |                 | 訪問入浴介護           | 3      | 2      | 0      | 1      |
|                     |                 | 訪問看護             | 8      | 6      | 3      | 2      |
|                     |                 | 訪問リハビリテーション      | 0      | 1      | 0      | 0      |
|                     |                 | 通所介護             | 43     | 32     | 40     | 52     |
|                     |                 | 通所リハビリテーション      | 0      | 6      | 0      | 8      |
|                     |                 | 短期入所生活(療養)介護     | 27     | 24     | 66     | 40     |
|                     |                 | 特定施設入居者生活介護      | 6      | 7      | 31     | 20     |
|                     |                 | 福祉用具貸与           | 1      | 2      | 2      | 0      |
|                     |                 | 特定福祉用具販売         | 1      | 2      | 1      | 1      |
|                     |                 | 小計 (491)         | 119    | 109    | 191    | 183    |
|                     | 地域密着型サービス事業所    | 認知症対応型共同生活介護     | 19     | 18     | 73     | 43     |
|                     |                 | 認知症対応型通所介護       | 5      | 3      | 3      | 1      |
|                     |                 | 小規模多機能型居宅介護      | 1      | 5      | 2      | 6      |
|                     |                 | 介護老人福祉施設         | 5      | 5      | 15     | 14     |
|                     |                 | 特定施設入居者生活介護      | 0      | 1      | 0      | 2      |
|                     |                 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 1      | 0      | 0      | 0      |
|                     |                 | 看護小規模多機能型居宅介護    | 1      | 0      | 2      | 0      |
|                     |                 | 小計 (138)         | 32     | 32     | 95     | 66     |
|                     | 居宅介護支援事業所 (123) |                  | 33     | 26     | 13     | 16     |
|                     | 介護老人福祉施設 (24)   |                  | 12     | 12     | 56     | 36     |
|                     | 介護老人保健施設等 (19)  |                  | 8      | 10     | 42     | 44     |
|                     | 介護予防支援事業所 (25)  |                  | 7      | 12     | 1      | 2      |
|                     | 計 (820)         |                  | 211    | 201    | 398    | 347    |

実地指導時期

- (1) 介護保険施設 原則2年に1回  
 (2) 介護サービス事業所 原則4～6年に1回

※新規事業指定を受けた事業所については、初回の実地指導を原則事業開始後6か月以内に実施する。

実地指導とは別に、平成28年3月8～11日に既存の介護サービス

事業者をはじめ開設予定事業者等を集めて集団指導を実施。

集団指導参加状況

| 案内数  | 参加数 | 参加率   |
|------|-----|-------|
| 1068 | 952 | 89.1% |



## 5 介護サービス提供に係る事故報告件数について

(H27年度発生分)

| サービスの種類 |          | 1<br>訪問介護 | 2<br>訪問看護 | 3<br>通所介護 | 4<br>通所リハビリテーション | 5<br>福祉用具貸与 | 6<br>短期入所生活介護 | 7<br>短期入所療養介護 | 8<br>認知症対応型通所介護 | 9<br>小規模多機能型居宅介護 | 10<br>認知症対応型共同生活介護 | 11<br>地域密着型介護老人福祉施設 | 12<br>地域密着型特定施設入居者生活介護 | 13<br>特定施設入居者生活介護 | 14<br>介護老人福祉施設 | 15<br>介護老人保健施設 | 16<br>介護療養型施設 | 合計   |
|---------|----------|-----------|-----------|-----------|------------------|-------------|---------------|---------------|-----------------|------------------|--------------------|---------------------|------------------------|-------------------|----------------|----------------|---------------|------|
| 合計      |          | 6         | 1         | 103       | 44               |             | 103           |               |                 | 27               | 223                | 37                  | 2                      | 157               | 171            | 470            | 8             | 1352 |
| 年齢      | 40～64歳   |           |           | 1         |                  |             |               |               |                 | 6                | 2                  |                     |                        |                   | 2              | 26             |               | 37   |
|         | 65～74歳   |           | 1         | 8         | 7                |             | 7             |               |                 | 1                | 15                 | 1                   |                        | 5                 | 6              | 47             | 2             | 99   |
|         | 75～84歳   | 4         |           | 32        | 20               |             | 28            |               |                 |                  | 77                 | 15                  |                        | 39                | 49             | 116            | 1             | 380  |
|         | 85～94歳   | 1         |           | 53        | 15               |             | 57            |               |                 | 15               | 113                | 20                  | 1                      | 96                | 94             | 237            | 6             | 708  |
|         | 95歳～     | 1         |           | 9         | 2                |             | 11            |               |                 | 5                | 16                 | 2                   | 1                      | 17                | 20             | 44             |               | 128  |
| 発生場所    | 居室       | 1         | 1         | 5         | 2                |             | 50            |               |                 | 10               | 106                | 1                   | 20                     | 1                 | 114            | 92             | 230           | 638  |
|         | 廊下       |           |           | 2         | 2                |             | 12            |               |                 |                  | 20                 | 4                   |                        | 7                 | 13             | 38             | 1             | 99   |
|         | トイレ      |           |           | 7         | 4                |             | 9             |               |                 | 2                | 21                 | 2                   | 1                      | 4                 | 14             | 34             |               | 98   |
|         | 食堂       |           |           | 12        |                  |             | 15            |               |                 | 3                | 37                 | 6                   |                        | 19                | 24             | 76             |               | 192  |
|         | 風呂・脱衣所   | 4         |           | 9         | 4                |             | 3             |               |                 | 2                | 4                  |                     |                        | 3                 | 5              | 8              |               | 42   |
|         | 施設内      | 1         |           | 27        | 22               |             | 12            |               |                 | 5                | 27                 | 3                   |                        | 6                 | 21             | 83             | 1             | 208  |
|         | 屋外       |           |           | 40        | 1                |             | 2             |               |                 | 4                | 8                  | 2                   |                        | 4                 | 1              | 1              |               | 63   |
|         | その他      |           |           | 1         | 9                |             |               |               |                 | 1                |                    |                     |                        |                   | 1              |                |               | 12   |
| 事故内容    | 転倒       | 4         |           | 63        | 31               |             | 81            |               |                 | 19               | 182                | 26                  | 2                      | 124               | 93             | 218            | 4             | 847  |
|         | 転落       | 1         |           | 8         | 1                |             | 10            |               |                 | 1                | 19                 | 7                   |                        | 15                | 36             | 123            | 4             | 225  |
|         | 誤嚥・異食    |           |           | 1         | 1                |             | 3             |               |                 |                  | 8                  | 1                   |                        | 9                 | 6              | 39             | 1             | 68   |
|         | 失踪       |           |           | 6         |                  |             | 1             |               |                 |                  | 5                  | 1                   |                        | 3                 |                | 3              |               | 19   |
|         | 交通事故     |           |           | 20        |                  |             | 1             |               |                 | 1                |                    |                     |                        |                   |                |                |               | 22   |
|         | 感染症      |           |           |           | 9                |             | 1             |               |                 | 5                |                    |                     |                        | 1                 | 24             | 58             |               | 98   |
|         | その他      | 1         | 1         | 5         | 2                |             | 6             |               |                 | 1                | 9                  | 2                   |                        | 5                 | 12             | 29             |               | 73   |
|         |          |           |           |           |                  |             |               |               |                 |                  |                    |                     |                        |                   |                |                |               |      |
| 症状・結果   | 骨折       | 2         | 1         | 26        | 4                |             | 33            |               |                 | 8                | 80                 | 14                  | 2                      | 75                | 55             | 58             | 4             | 362  |
|         | 打撲・捻挫    | 1         |           | 27        | 5                |             | 26            |               |                 | 4                | 49                 | 7                   |                        | 18                | 33             | 62             | 1             | 233  |
|         | 切傷・擦過傷   | 2         |           | 17        | 8                |             | 12            |               |                 | 5                | 39                 | 4                   |                        | 30                | 18             | 45             | 1             | 181  |
|         | 誤嚥性肺炎・窒息 |           |           |           |                  |             |               |               |                 |                  | 1                  | 1                   |                        | 1                 | 3              | 1              |               | 6    |
|         | 感染症状     |           |           |           | 9                |             | 1             |               |                 | 5                |                    |                     |                        | 1                 | 24             | 58             |               | 98   |
|         | 異常なし     | 1         |           | 33        | 17               |             | 30            |               |                 | 4                | 49                 | 9                   |                        | 27                | 36             | 241            | 2             | 449  |
|         | その他      |           |           |           | 1                |             | 1             |               |                 | 1                | 5                  | 3                   |                        | 5                 | 2              | 5              |               | 23   |
|         |          |           |           |           |                  |             |               |               |                 |                  |                    |                     |                        |                   |                |                |               |      |

※ 平成26年度の事故報告件数は、826件(うち、死亡7件)。

※ 部分は、死亡の件数。



## 6-① 平成27年度施行の介護保険制度改正と本市への影響について

### 1 負担割合の見直し（平成27年8月～）

利用者負担は1割であったが、合計所得金額が160万円以上の第1号被保険者で同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の対象者は2割負担となった。このため、新たに認定者全員へ1割または2割の負担割合証を交付することとなった。

○本市への影響

| 認定者数    | うち2割負担対象者    |
|---------|--------------|
| 25,945人 | 2,347人(9.0%) |

※人数は平成28年3月末時点で、( )は、要介護（要支援）認定者に占める割合

### 2 特定入所者介護サービス費(補足給付)の適用要件の変更（平成27年8月～）

低所得（市町村民税非課税世帯）の方が介護保険施設に入所した場合等に、食費や居住費を減額する補足給付制度に、次の要件が加わった。

- ・世帯分離していても、配偶者の所得を勘案
- ・預貯金等（単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下）の資産を勘案

○本市への影響

(単位：件)

|        |       |         | 参考（改正前後の月平均給付件数） |                 |     |
|--------|-------|---------|------------------|-----------------|-----|
|        | 適用件数  | 月平均給付件数 | 平成27年4月～平成27年7月  | 平成27年8月～平成28年3月 | 比較  |
| 平成26年度 | 5,490 | 3,050   | —                | —               |     |
| 平成27年度 | 4,606 | 2,900   | 3,088            | 2,765           | 323 |

※適用件数は、年度内に、申請により補足給付を受ける対象となった利用者の数（延べ）

※月平均給付件数は、補足給付をした月平均件数で、改正前後の期間の月平均の比較で323件（△10.4%）の減少となっている。

### 3 特別養護老人ホームの入所要件の変更（平成27年4月～）

特別養護老人ホームについては、在宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能の重点化を図るため、平成27年4月以降に新たに特別養護老人ホームに入所する要件が、原則、要介護3以上に限定された。（既入所者は除く）

ただし、要介護1・2の方であっても、特別な事情がある場合は特例的に入所が認められる。（特例入所：入所決定は、各施設の入所判定委員会で決定）

○本市への影響

この見直しや計画的な施設整備（地域密着型特別養護老人ホームやグループホームなどの整備）により、平成27年6月末時点で、特別養護老人ホームの入所申込者は2,638人で前年10月末時点の3,390人と比べて、752人減少した。

なお、このうち、国が原則的な入所対象としている要介護3以上の在宅の方は938人で、158人減少している。



## 待機者数

(単位：人)

| 待 機 者 数       | 平成 2 7 年 6 月 末 | 平成 2 6 年 1 0 月 末 | 前年比     |
|---------------|----------------|------------------|---------|
|               | 実人数            | 実人数              |         |
|               | 2, 6 3 8       | 3, 3 9 0         | △ 7 5 2 |
| 要介護 3 ～ 5     | 1, 7 7 0       | 2, 0 9 0         | △ 3 2 0 |
| うち在宅          | 9 3 8          | 1, 0 9 6         | △ 1 5 8 |
| (内) 要介護 1 ・ 2 | 8 6 8          | 1, 3 0 0         | △ 4 3 2 |

※待機者数は、倉敷市の被保険者の数であって重複申込を除く実人数

## 6-② 介護保険制度改正に伴う小規模デイの地域密着型サービスへの移行（平成28年4月施行）と本市の影響について

### 1 改正の内容

平成27年度の介護保険制度の改正により、小規模な通所介護（事業所の利用定員18人以下）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成28年4月から「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに位置付けられることになった。

### 2 地域密着型通所介護となった場合の主な変更点

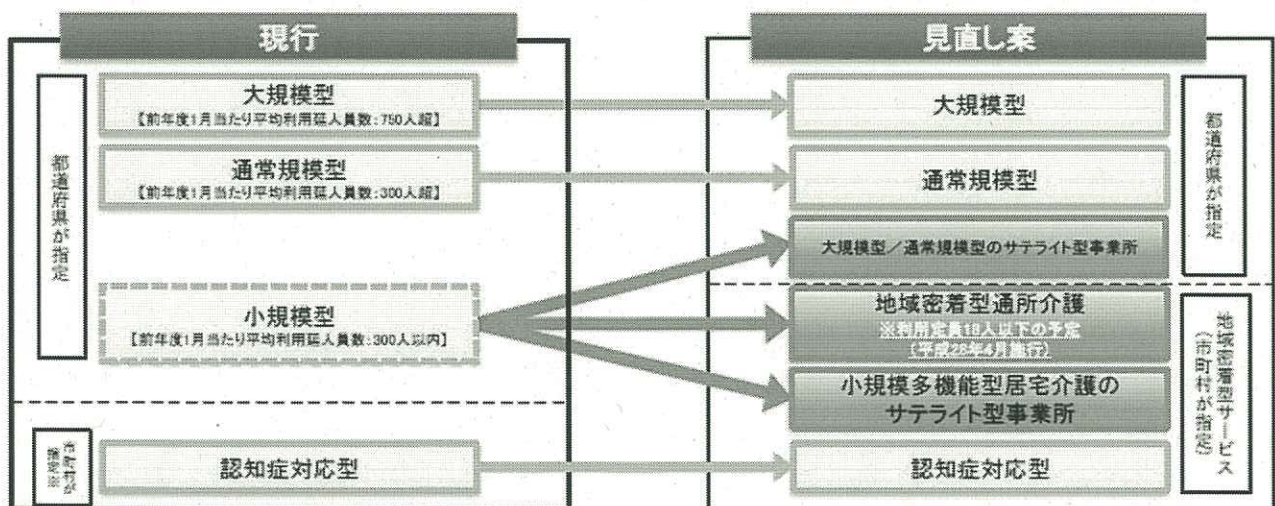
- ・指定権者が事業所所在の市町村。（倉敷市は中核市なので変更なし）
- ・原則、事業所所在地の住民しか利用できない。（経過措置あり）
- ・地域との連携を進めるため、利用者の家族や地域の代表者等が参加する運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上開催する。

※なお、報酬区分（単価）に変更はない。

### 3 本市への影響

平成28年3月末時点で、市内に通所介護事業所153事業所のうち、小規模は66事業所であったが、4月から全ての66事業所が地域密着型通所介護事業所に移行した。

66事業所全てが地域密着型通所介護事業所に移行したことにより、利用者約1,400人はそのまま4月以降もサービスを受けられることとなった。





## 6-③ 特定入所者介護サービス費（補足給付）の見直し （非課税年金の勘案）について（平成28年8月～）

### 1 特定入所者介護サービス費（補足給付）の改正内容

低所得（市町村民税非課税世帯）の方が介護保険施設に入所した場合等に、食費や居住費を減額する補足給付制度について、平成27年8月からの制度改正で、

- ・世帯分離していても、配偶者の所得を勘案
- ・預貯金等（単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下）の資産を勘案の要件変更がありました。が、本年8月から、次の要件が追加となります。
- ・非課税年金収入を含めて判定

（対象となる非課税年金は、国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金）

#### ○改正後の軽減段階の基準

|      |                                                  |
|------|--------------------------------------------------|
| 第1段階 | ・生活保護を受けている人等                                    |
| 第2段階 | ・合計所得金額＋課税年金収入額＋ <u>非課税年金収入額</u> の合計が年間80万円以下の人  |
| 第3段階 | ・合計所得金額＋課税年金収入額＋ <u>非課税年金収入額</u> の合計が年間80万円を超える人 |

### 2 制度改正に伴う影響

これまでは第2段階と判定されていた方のうち、非課税年金を勘案することで、収入基準の80万円を超え、第3段階に移る方が影響を受けることとなります。

なお、第1段階の方は生活保護受給が条件（非課税年金受給の有無に無関係）であり、また、第3段階は、すでに収入基準の80万円を越えている方が対象であるため、この改正による影響はありません。

※ 今回の非課税年金の勘案により、軽減対象から外れてしまうケースはありません。

#### ○影響の状況

| 非課税年金受給者の補足給付対象者数 | 第2段階から第3段階への移行者数 |
|-------------------|------------------|
| 約1,700人           | 約1,200人          |

○影響例 特養の多床室を利用している場合、1日あたり260円の負担増となる。

|             | 第2段階 | → | 第3段階 | 差額   |
|-------------|------|---|------|------|
| ・1日あたりの食費   | 390円 | → | 650円 | 260円 |
| ・居住費（多床室）   | 370円 | → | 370円 | 0円   |
| （軽減後の自己負担額） |      |   |      |      |

### 3 本市の対応状況

第2段階から第3段階へ移行すると見込まれる約1,200人を含む更新対象者3,756人に平成28年6月6日付けで、勧奨通知（制度改正のチラシを同封）を送付いたしました。併せて、市内の介護保険施設等に円滑な手続きのお願いを通知いたしました。なお、認定結果通知及び認定証は、8月8日に送付いたしました。

## 7 認知症施策について

認知症になってもその人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、地域包括ケア推進室に配置している認知症地域支援推進員を今年度1名増員し、2名配置として、認知症対策について強化を図っている。

### 1 認知症サポーター養成について

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る地域の応援者である認知症サポーターについては、平成27年度は107回講座を実施し3,049名の方を養成。(平成28年度6月末現在27回809名)今年度は特に以下の取組を実施。

#### ○小学生対象の認知症サポーター養成講座(サポーターキッズ教室)

サポーターキッズ教室(ライフパークとの連携事業)について今年度は講座を2回に増やし、定員を30名から60名に拡大。(平成27年度実績1回26名)

認知症サポーターキッズ教室

対象：小学校4～6年生

日時：平成28年8月6日(土)

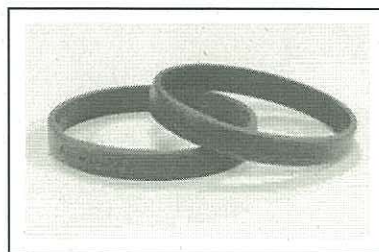
時間：10:00～・14:00～(75分間) 定員各30名

さらに小学校3校で、総合的な学習の授業として実施予定。

#### ○市職員を対象とした認知症サポーター養成講座

昨年度から新任期の研修の中で開始するとともに、今年度から新たに10年目研修にも拡大。庁内に認知症に関する情報『オレンジ便り』のメール配信を始めるなど、認知症への理解を深め、市民の皆さんに適切に対応できるような取組を推進。

認知症サポーターの証 →  
オレンジリング



#### ○認知症キャラバンメイト養成研修

「認知症サポーター」養成講座の講師役となる認知症キャラバンメイトの養成研修を、今年度新たに高梁川流域連携中枢都市圏事業として開催予定。キャラバンメイトを増やし、認知症サポーターの養成を推進する。

認知症キャラバンメイト養成講座

日時：平成28年9月12日(月) 10:00～16:30

場所：真備支所 3階 大会議室 定員50名

#### ○認知症キャラバンメイトのスキルアップ研修

今年度新たに、認知症サポーター養成講座の充実を図るため、認知症キャラバンメイトを対象とした研修会を開催予定。



## 2 認知症カフェについて

平成28年4月より、認知症の人及びその家族、地域住民等が気軽に集い、専門家のアドバイスを得ながら、認知症状の悪化防止、相互交流、情報交換等ができる場所である、認知症カフェを地域に広げるため、地域で運営する団体等に対し、助成を開始。(年間最大5万円)

〔実施場所〕 8箇所 (開設予定(※)を含む)

- ・みこと来っ茶 (天城台 1-41-56 (天城台集会所))
- ・スイートオレンジカフェ(※) (中庄 3542 番 1 (倉敷スイートホスピタル))
- ・「かめの子」サロン (水島南 亀島町 12-18)
- ・ちどりオレンジカフェ (水島東 千鳥町 6-2 (ケアハウスちどり 1 階))
- ・西之浦ほっとオレンジカフェ (連島町 西之浦 366-1 (西浦ふれあい会館))
- ・福田ほっとオレンジカフェ (東塚 5-4-50 (和光園敷地内旧保育園))
- ・つどいカフェ (玉島中央町 1-4-8 (秀明荘))
- ・茶々遊亭 (船穂町 船穂 1711-6 (ぶどうの家))

## 3 認知症初期集中支援チームについて

平成28年4月より、認知症が疑われる方等の自宅に訪問し、初期に包括的・集中的に自立生活のサポートをするチーム(認知症サポート医、看護師、社会福祉士等からなるチーム)を市内4医療機関に配置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援を開始。

(チーム配置の4医療機関)

- ・片山内科クリニック
- ・倉敷スイートホスピタル
- ・しげい病院
- ・藤戸クリニック

### 実績(4月～6月)

|             |                                                                |
|-------------|----------------------------------------------------------------|
| チームが対応した実人数 | 10 人                                                           |
| 訪問のべ件数      | 26 件                                                           |
| 紹介経路        | 高齢者支援センター 7 件 居宅介護支援事業所 2 件<br>家族 1 件                          |
| 支援内容(重複あり)  | 医療機関受診に向けての支援: 8 件<br>介護保険の導入に向けての支援: 4 件<br>家族の介護に対する支援等: 2 件 |

## 4 その他

広報くらしき9月号で、特集記事として、認知症をテーマとして地域づくりの取り組みを紹介する予定。

## 8 介護予防・日常生活支援総合事業と生活支援の体制整備について

### 1 基本的な考え方

今後も高齢化が進み、認知症高齢者の増加も見込まれる中、新しい総合事業の実施を契機として、高齢者が元気で活躍できる地域づくりを進める。

具体的には、サロンなど高齢者の社会参加の場を増やし、健康寿命の延伸を図るとともに、社会参加の場の充実を通じて、元気な高齢者が支援を要する高齢者を支えるような地域づくりを推進していく。

○地域づくりについては、関係者による協議の場として、高齢者活躍推進地域づくりネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を立ち上げ、そこでの議論等を通じ時間をかけて取り組む。【平成27年10月～】

○地域づくりを支援する生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援に関係する組織、ボランティア等のネットワークの構築を図る。【平成28年度～】

○高齢者の社会参加を進めるため、サロンなど地域の通いの場についてガイドブック等にまとめて見える化するとともに、サロン等の交流会の推進などにより活動の充実を図る。【平成28年度～】

### 2 事業内容

#### ○生活支援コーディネーター配置事業【新規】

地域づくりの関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しつつ、資源開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等のコーディネートのほか、生活支援の担い手の育成を行う生活支援コーディネーター（第1層）を倉敷市社会福祉協議会に1名配置し、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進する。

#### ○地域支え合い活動普及啓発事業【新規】

##### ①地域の支え合い活動をテーマとしたフォーラム開催

ネットワーク会議の委員や地域住民、サロン活動団体向けに地域での支え合い活動をテーマとしたフォーラムを企画・開催し、知識の深化や地域で支え合う機運の醸成を図る。

（第1回）

「支え合いのまちづくりフォーラム ―みんなで一緒につくるまち―」

- ・日時：平成28年8月27日（土）14:00～16:30（予定）
- ・場所：ライフパーク倉敷 大ホール
- ・講師：公益財団法人さわやか福祉財団 土屋幸己 氏
- ・パネルディスカッション

パネリスト ひまわりサロン（水島）、ケアカフェすずらん（倉敷）、マーメイド（玉島）、倉敷市社会福祉協議会

- ・定員：500名



(第2回)

- ・日時：平成29年1月22日（日）13:00～16:00（予定）
- ・場所：くらしき健康福祉プラザ プラザホール
- ・テーマ：「居場所づくりを考える」（仮題）
- ・全市合同サロン交流会と合わせて実施し、通いの場ガイドブック紹介、サロン関係者によるパネルディスカッションを予定。
- ・定員：289名

②サロン交流会の実施

サロン活動団体や老人クラブ等の関係者の交流会を開催し、情報交換、事例紹介等を行うことで、サロン活動運営の推進を図る。

- ・倉敷（8月31日）、水島（8月18日）、児島（8月2日）  
玉島（8月5日）、船穂（11月4日）、真備（11月11日）
- ・テーマ：「サロンで応援！健康なからだづくり」

○地域の通いの場調査・情報発信事業【新規】

①サロン等の活動の調査

市内の活動団体の活動実態や活動の中で必要性を感じているサービスを調査することにより、市内各地域のサロン等の活動の現状把握を行う。

②ガイドブックの作成

①で把握したサロン等の通いの場活動の状況、サロン活動の立ち上げに役立つ情報などをガイドブックにまとめ、情報を提供していく。

○体力アップ健幸教室（短期集中予防サービスモデル事業）【新規】

平成28年3月からの介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い介護予防事業を強化する中で、平成29年度からの本格実施を想定して、要支援者の状態像を改善に導くため、リハビリテーション専門職等を活用して短期集中予防サービス（名称：「体力アップ健幸教室」）を、平成28年度にモデル的に実施する。（国が示すガイドラインの事業をモデル的に実施するもの。）

・教室内容

通所を中心に訪問を組み合わせたサービス提供を行い、運動などの心身機能強化に加え、利用者の生活状態に合わせた指導等により状態改善を図る。（リハビリテーション専門職、栄養士等専門職を活用して、3～6か月の短期間で利用者に積極的に働きかけ、状態像の改善を図る。）

・実施か所数

事業所（公募）

| 法人名      | 法人住所         |
|----------|--------------|
| 医療法人 和香会 | 倉敷市東塚 5-4-16 |
| 医療法人 誠和会 | 倉敷市中島 831    |

・業務委託期間

平成28年7月1日～平成29年3月31日



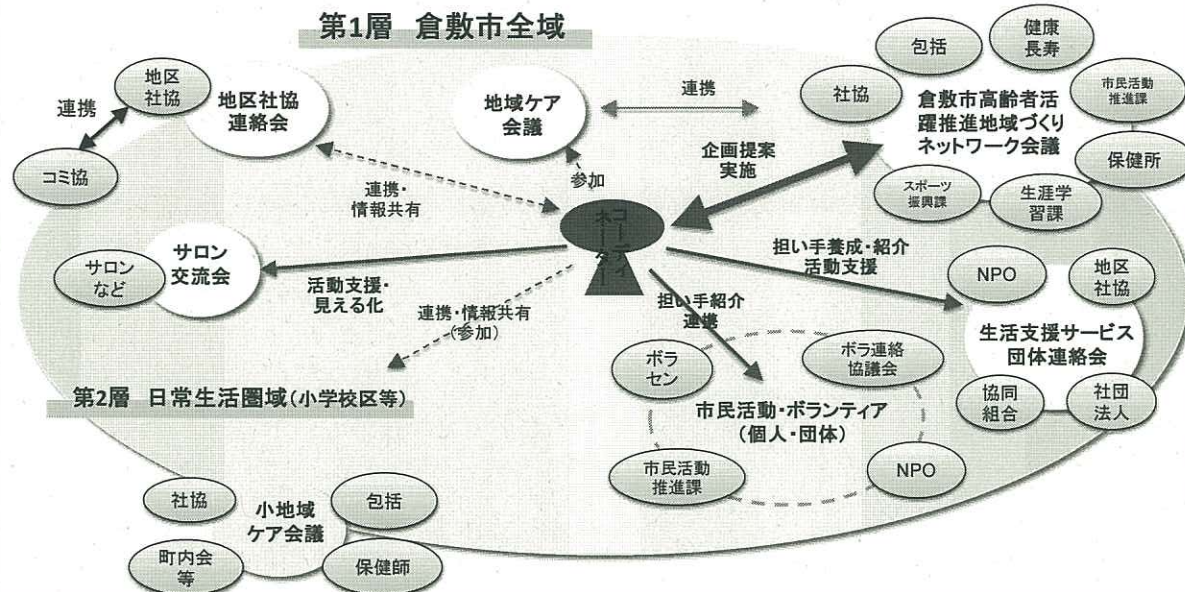
【参考】

＜生活支援の体制を整備するための取組み＞

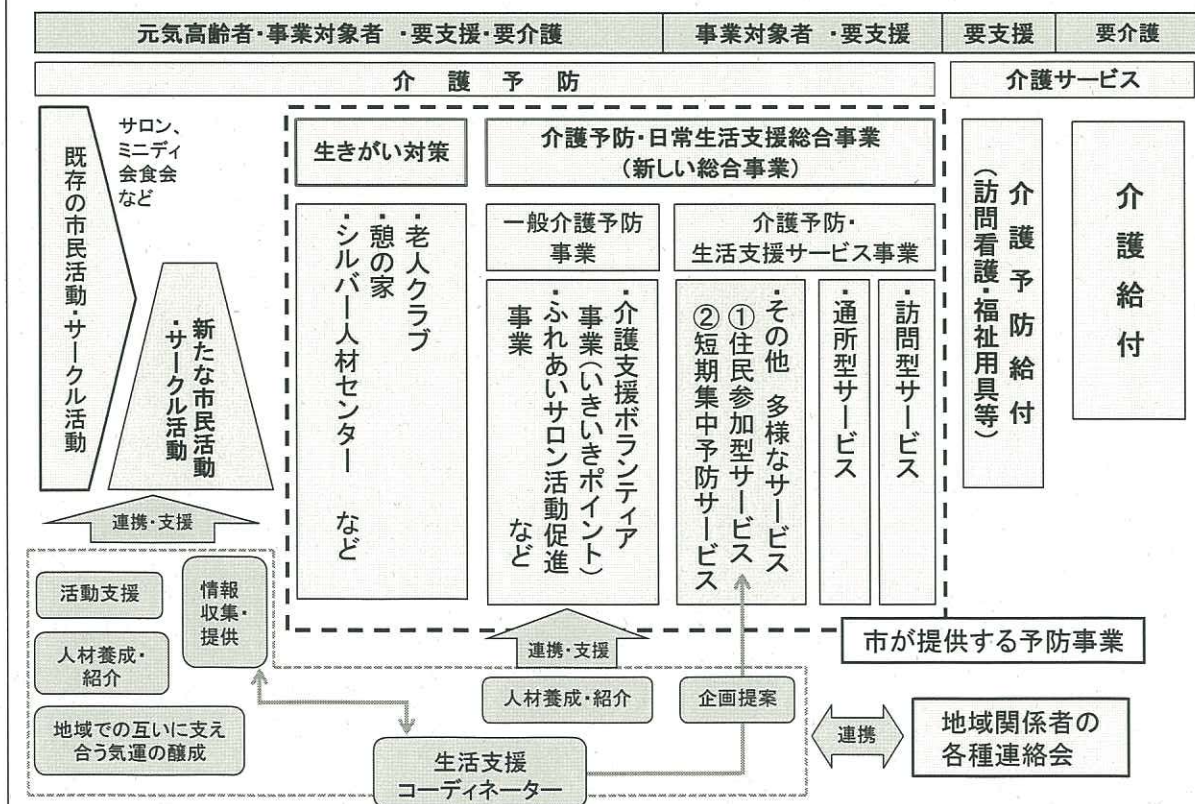
① 生活支援コーディネーターの配置

○コーディネーターの役割

- ① 地域づくりの中心人物として、地区の会議等に参加し、地域のニーズ・現状をとりまとめ、ネットワーク会議で報告する。また、地域づくりに必要な事業の企画・提案を行う。
- ② 地域で生活支援（居場所の提供や家事援助など）の担い手となる人材育成や育成した人材の活動支援（各種団体への紹介、地域で新たなサービスの開始など）を行う。
- ③ 地域資源の取りまとめと見える化、地域資源間の連携・支援により、地域づくりを推進する。



② 介護予防の推進と生活支援の体制整備(コーディネーターの配置)の概略図



※介護支援ボランティア（いきいきポイント）については、高齢者がボランティアを行う対象施設について、介護保険施設だけでなく、子育て支援施設にも拡大。（H28.7～）

※短期集中予防サービスについて、平成29年度からの本格実施に向け、平成28年度モデル事業に取り組む。



## 介護保険 主治医意見書 予診票

- ・すみやかに医療機関（主治医）に提出してください。
  - ・本人以外のご家族など、日頃の様子が分かっている方がご記入いただいても結構です。
  - ・予診票にて得られた個人情報は、主治医が介護認定審査に必要な主治医意見書を作成するためと日常診療の手助けにするためにのみ利用いたします。趣旨をご理解の上、日頃の様子をお書きください。
  - ・主治医意見書は主治医の判断で作成されるものです。予診票はあくまでも参考資料として取り扱います。
  - ・予診票に関するお問い合わせは、まず医療機関（主治医）にお願いいたします。事務的なことは下記でもお答えできる場合があります。
- 倉敷市連合医師会、倉敷市介護保険課

記入日      平成      年      月      日  
(記入者氏名      本人との関係      )

申請者氏名      男・女      生年月日      明治/大正/昭和      年      月      日

1. 利き腕 ☐ 右 ☐ 左      身長      cm  
体 重      Kg → 最近 6 カ月で : 変わらない、      kg 増えた、      kg 減った
2. 今回の申請は ☐ 新規申請 ☐ 更新申請 (定期的) ☐ 変更申請 (状態変化による)  
現在の介護度は ☐ 要支援-1 ☐ 要支援-2  
☐ 要介護-1 ☐ 要介護-2 ☐ 要介護-3 ☐ 要介護-4 ☐ 要介護-5

3. あなたが介護保険を申請した主な理由や、現在困っていることをお書き下さい。  
☐ デイサービスを利用したい ☐ 福祉用具をレンタルしたい ☐ 住宅改修に利用したい  
現在困っていること :

4. 現在利用している介護サービスはありますか？該当にレ印をつけ、回数をお書き下さい。  
☐ デイサービス : (      ) 回/週 ☐ デイケア (通所リハビリ) : (      ) 回/週  
☐ 訪問看護 : (      ) 回/週 ☐ 訪問リハビリ : (      ) 回/週  
☐ 訪問ヘルパー : (      ) 回/週 ☐ 訪問入浴 : (      ) 回/週  
☐ 福祉用具レンタル等 : ○ベッド、○車いす、○歩行器、その他 (      )

5. 他の医療機関にかかっていますか？その場合、下記の該当する科に○をつけてください。  
☐ かかっている ☐ かかっていない  
内科 精神科 外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科、泌尿器科 婦人科 眼科 耳鼻科  
リハビリ 歯科 その他 (      )

6. 体に不自由なところがありますか？下記から 1 つ選んで□にレ印をつけてください。  
☐ (O) 体に不自由なところはまったくない。  
☐ (J1) 体が多少不自由ではあるが、バスやタクシー等を利用して一人で外出できる。  
☐ (J2) 体が不自由ではあるが、隣近所であれば歩いて外出できる。  
☐ (A1) 屋内ではおおむね自立。介助により外出でき、日中はベッドから離れて生活する。  
☐ (A2) 屋内ではおおむね自立。外出頻度は少なく、日中でも寝たり起きたりの生活。  
☐ (B1) 主にベッド上の生活、座位を保つ。車いすに移ることができ、食事、排せつはベッドから離れて行う。      ・ ・ ・ 裏へつづく

☐ (B2)主にベッド上の生活、座位を保つ。車いすに乗り降りするには介助が必要。

☐ (C1)1 日中ベッド上での生活で、着替え、食事、トイレの時は人の手を借りるが、自力で寝返りをうつことはできる。

☐ (C2)1 日中ベッド上での生活等は C1 と同様だが、自力で寝返りもしていない。

**7. 次の状態がありますか？ある場合 ☐ にレ印をつけ、カッコに部位とその程度を書いてください。**

☐ 手足等の麻痺      ☐ 筋力のおとろえ      ☐ 関節の痛み      ☐ 床ずれ      ☐ 皮膚  
(                      ) (                      ) (                      ) (                      ) (                      )

**8. 生活機能について、あてはまる ☐ にレ印をつけてください。**

- ①屋外歩行      ☐ 一人で行える      ☐ 介助があればできる      ☐ していない  
②車いす      ☐ 用いていない      ☐ 自分で操作している      ☐ 他人が操作している  
③杖・老人車等      ☐ 用いていない      ☐ 屋外で使用      ☐ 屋内でも使用  
④食事      ☐ なんとか自分で食べられる      ☐ 全面的に介助してもらっている  
⑤その他      ☐ 尿もれ      ☐ 転倒しやすい      ☐ 意欲低下      ☐ 低栄養      ☐ 水等がむせやすい

**9. 理解したり記憶したりすることについて、あてはまる ☐ にレ印をつけてください。**

- ①日常生活で、ものごとを自分で判断することが出来ますか？  
☐ できる      ☐ だいたいできる      ☐ あまりできない      ☐ まったくできない  
②自分の要求や意思をきちんと伝えられますか？  
☐ 伝えられる      ☐ だいたい伝えられる      ☐ あまり伝えられない      ☐ まったく伝えられない

**10. 本人または介護されている方へ 認知機能について、1つ選んでレ印をつけてください。**

- ☐ (0)もの忘れ等、認知機能で、特に気になる症状はない。  
☐ (I)もの忘れなど認知機能の低下はあるが、日常生活は家庭内、社会的にほぼ自立している。  
☐ (IIa)家庭外で支障を来す症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられる（たびたび道に迷う、買い物や事務、金銭管理等にミスが目立つ等）が手助けがあれば自立できる。  
☐ (IIb) 家庭内で支障を来す症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられる（電話や来客の対応など一人で留守番が出来ない、服薬管理が出来ない等）が手助けがあれば自立できる。  
☐ (IIIa)日中を中心に、着替え、食事、排便、排尿がうまくできず、失禁；大声、奇声、火の不始末、不潔行為、徘徊等の異常行動があり、介護を必要とする。  
☐ (IIIb)週 1 回以上夜間に IIIa の症状が見られ、家族が夜に起こされる。  
☐ (IV)昼も夜も目が離せず、家族が落ち着いて眠ることもできない。常に介護を必要とする。  
☐ (M)被害妄想、暴力、落ち込みなどの精神症状がひどく、家族の手におえず、専門医が必要。

**11. 介護されている方へ 行動障害について、認められるものにレ印をつけてください。**

- ☐ 幻視（実際にいない人、虫、動物が見える）☐ 幻聴（そこにいない人の声や物音が聞こえる）  
☐ 被害妄想（金品を盗まれたなど）☐ 昼夜逆転      ☐ 介護者に暴言を吐く      ☐ 介護への抵抗  
☐ 徘徊（目的もなく外を歩き回る）☐ 火の不始末      ☐ 不潔行為（便などを触ったり、まき散らしたりする）☐ 異食行動（通常食べられないものを食べる）☐ 性的問題行動

**12. 介護されている方へ**

上記以外で、介護するにあたって困っていること、主治医が通常の診察だけではわからない、家庭での生活の様子等、主治医に知ってもらいたいことがあれば、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。